自治会活動に関する

各種ひな型

①　自治会（区・町内会等）規約（会則）

②　総会資料

③　総会議事録

④　入会届・退会届

― 成田市 ―

　　　　　　　　　自治会（区・町内会等）規約（会則）

第１章　総則

(名称及び事務所）

第１条　本会は、　　　自治会（区・町内会等）と称し、主たる事務所は　　　　（会長宅、地区集会所）に置く。

（区域）

第２条　本会の区域は、成田市　　番地　　号から　　番地　　号までとする。「別添エリア図とする。」等でも可能です。

（目的）

第３条　本会は、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員相互の連携と親睦を図ること。
2. 美化・清掃等地域の環境整備に関すること。
3. 集会施設の維持管理に関すること。
4. 回覧板の回付等市政との協力及び連絡調整に関すること。
5. その他本会の目的を達成するため必要と認められる事項に関すること。

第２章　会員

（会員）

第５条　本会の会員は、第２条に定める区域に住所を有するものとし、世帯単位にその資格を有するものとする。

　（会費）

第６条　本会の会費は、１世帯あたり年額○○○円とし、毎年４月末までに納付する。ただし、新規会員は、入会時に納付するものとする。

　（入会）

第７条　第２条に定める区域に住所を有する（世帯、個人）で、本会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

２　本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

　（退会等）

第８条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

1. 第２条に定める区域に住所を有しなくなった場合
2. 会員より別に定める退会届が会長に提出された場合

２　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

３　退会又は資格を喪失した会員は、納入した会費その他の拠出金品の払い戻しを受けることができない。

第３章　役員

（役員の種別）

第９条　本会に、次の役員を置く。

1. 会長　　　　　１名
2. 副会長　　　　　名
3. 会計　　　　　　名
4. 会計監査　　　　名

（役員の職務）

第１０条　会長は、本会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

３　会計は、本会の会計事務を処理する。

４　会計監査は、次に掲げる職務を行う。

1. 本会の会計及び資産の状況を監査し、その結果を総会に報告すること。
2. 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
3. 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

（役員の任期）

第１１条　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員の選出）

第１２条　役員は、総会において、会員の中から選出する。

２　会計監査とその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

第４章　総会

（総会の種別）

第１３条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第１４条　総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

第１５条　総会は、この規約（会則）に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

（総会の開催）

第１６条　通常総会は、毎年度決算終了後２箇月以内に開催する。

２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

1. 会長が必要と認めたとき。
2. 総会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
3. 第１０条第４項第３号の規定により会計監査から開催の請求があったとき。

（総会の招集）

第１７条　総会は、会長が召集する。

２　会長は、前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その請求があった日から１４日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の〇日前までに通知しなければならない。

（総会の審議事項）

第１８条　総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

1. 事業報告及び決算に関すること。
2. 事業計画及び予算に関すること。
3. 役員の選任及び解任に関すること。
4. 規約の改正に関すること。
5. その他本会の運営に関し重要な事項に関すること。

（総会の議長）

第１９条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第２０条　総会は、会員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。

（総会の議決）

第２１条　総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会員の表決権）

第２２条　会員は、総会において、１世帯１箇の表決権を有する。

（総会の書面表決等）

第２３条　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第２０条及び第２１条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第２４条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
3. 開催目的、審議事項及び議決事項
4. 議事の経過の概要及びその結果
5. 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人２名以上が署名押印しなければならない。

第５章　役員会

（役員会の構成）

第２５条　役員会は、会計監査を除く役員をもって構成する。

（役員会の審議事項）

第２６条　役員会は、次の事項を審議し、議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第２７条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

（役員会の議長）

第２８条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の議決）

第２９条　役員会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）

第３０条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 別に定める財産目録記載の資産
2. 会費
3. その他の収入

（資産の管理）

第３１条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（経費の支弁）

第３２条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第３３条　本会の事業計画及び予算書を会計年度毎に作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（事業報告及び決算）

第３４条　本会の事業報告及び決算書を会計年度毎に作成し、会計監査の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

第３５条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第７章　規約（会則）の変更及び解散

（規約（会則）の変更）

第３６条　この規約（会則）は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得なければ変更することはできない。

　（解散）

第３７条　本会は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

1. 総会の決議
2. 構成員が欠けたこと。

２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

　（残余財産の処分）

第３８条　本会の解散のときに有する残余財産の処分方法は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得て決定する。

第８章　雑則

（備付け帳簿及び書類）

第３９条　本会の事務所には、規約、会員名簿、総会の議事録、収支に関する帳簿等資産の状況を示す書類を備えておかなければならない。

附　則

１　この規約（会則）は、　　 年　　月　　日から施行する。

|  |
| --- |
|  |

◇　日　時　　　　　　年　　月　　日（　　）

　　　　　　　 　　　時から

◇　会　場

次　　　第

1.

2.

3.

議案第　　号

**年度　　　　　　　　事業報告**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 内　　　　　　　容 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

議案第　　号

　　　年度　　　　　　　収支決算書

（対象期間：　　　　年　　月　　日～　　　　　年　　月　　日まで）



議案第　　号

**年度　　　　　　　　収支決算監査報告**

　　　年度　　　　　　　収支決算について、　　　年　　月　　日　　時より　　　　　　　　　において帳簿類及び預金通帳を監査したところ、適正に処理されていると認めます。

　　　年　　月　　日

議案第　　号

**年度　　　　　　　　事業計画（案）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 内　　　　　　　容 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

議案第　　号

　　　年度　　　　　　　　収支予算書（案）

（対象期間：　　　年　　月　　日～　　　年　　月　　日まで）



議案第　　号

**年度役員の選任について**

1　（区・自治会・町内会）長　　　　　１名

2　　副（区・自治会・町内会）長　　　　名

　　　　　　　 3　　会計　　　　　　　　　　　　　 　　名

4　　監査委員　　　　　　　　　 　　　名

|  |
| --- |
| **総 会 議 事 録** |

1. 開催日時 年 月 日（ ） 時より
2. 会 場
3. 総会の成立 出席者数 　人　（うち委任状 　 人）

（現在の会員数　　　人）

1. 議長（１名），議事録署名人（２名）の選任

◇ 議 長

◇　議事録署名人

1. 議 案
2. 議 決

 年 月 日

|  |  |
| --- | --- |
| 議長 |  |
| 議事録署名人 |  |
| 議事録署名人 |  |

区・自治会・町内会入会届

　　　　年　　　　月　　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 世帯主氏名 |  |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  | 世帯の人数 |  |

区・自治会・町内会長　様

　区・自治会・町内会規則第○条の規定により、入会について届出します。

* 入会書に記入していただいた情報は、区・自治会・町内会活動に関することにのみ使用し、それ以外の目的では使用しません。

【問い合わせ先】

自治会長名

電　話

ＦＡＸ

E-Mail

区・自治会・町内会退会届

　　　　年　　　　月　　　　日

区・自治会・町内会長　様

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 世帯主氏名 |  |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  | 世帯の人数 |  |

　　区・自治会・町内会規則第○条の規定により、退会を届け出ます。

* 退会書に記入していただいた情報は、区・自治会・町内会活動に関することにのみ使用し、それ以外の目的では使用しません。

【問い合わせ先】

自治会長名

電　話

ＦＡＸ

E-Mail